

【リベンジポルノ対策】

<私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律>

～平成26年11月27日施行～

※ いわゆる「リベンジ（復讐）ポルノ」とは、

◎ 嫌がらせ目的で元交際相手等のプライベートな性的画像等をネット上で公開することです。

新法の制定

交際中に撮影した元交際相手の性的画像（私事性的画像記録）を撮影対象者の同意なく、インターネットを利用するなどして公表する行為により、被害者が長期に渡り、多大な精神的苦痛を感じる事案が全国的に多数発生しています。

このような被害を防止するため、加害者に罰則を設けるなどした新法が制定されました。

【公表罪】

撮影対象者を特定することができる方法で、私事性的画像記録（物）を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列すること。

【例】・元交際相手から以前もらった裸の画像を、インターネット掲示板に載せる行為
・近隣女性を盗撮した裸の写真を、その女性が住むマンション居住者の各郵便受けに投函する行為

【公表目的提供罪】

公表させる目的で、私事性的画像記録（物）を提供すること。

【例】・画像を広める目的で、元交際相手の裸の画像を、LINEで友人に送信する行為
・写真を広める目的で、盗撮した女性の裸の写真を、友人に手渡す行為

罰 則

- 公表罪 → 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 公表目的提供罪 → 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

画像の削除

インターネット上に掲載された画像は、プロバイダ等を通じて削除要請することができます。



- 被害者にも加害者にもならないために、プライベートな裸や下着姿等を安易に「撮らない」、「撮らせない」！！
- 万が一、被害にあわれた場合には、被害が拡大する前に、早期に最寄りの警察署等に相談してください！！

福 井 県 警 察

